

# 第1部 総論

## 1 青梅市子ども・子育て支援事業計画とは

### 計画策定の趣旨

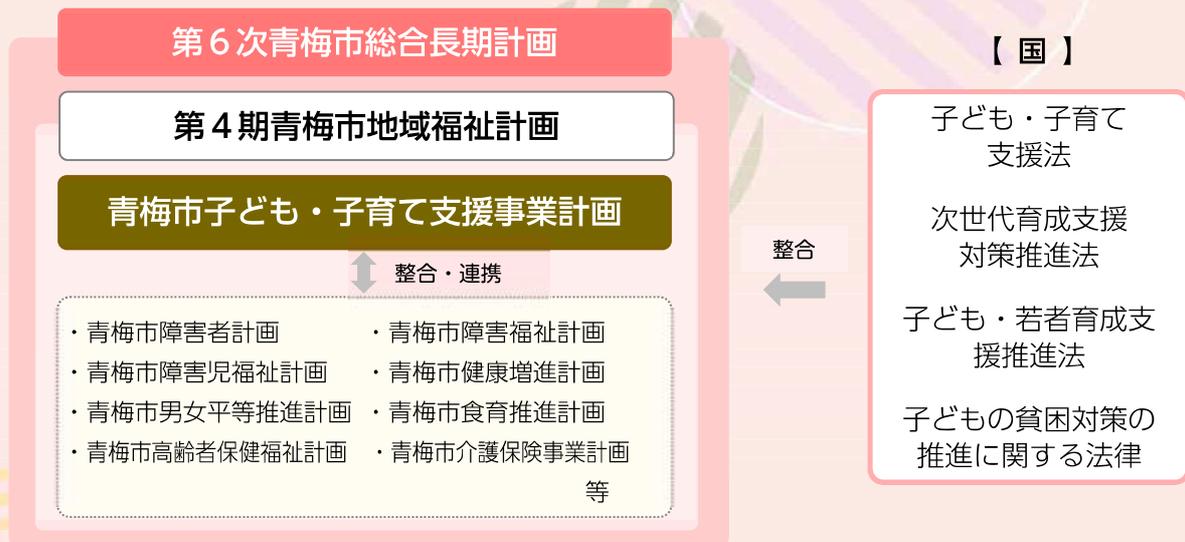
「青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 「子ども・子育て支援法」の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### 計画期間と位置づけ

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

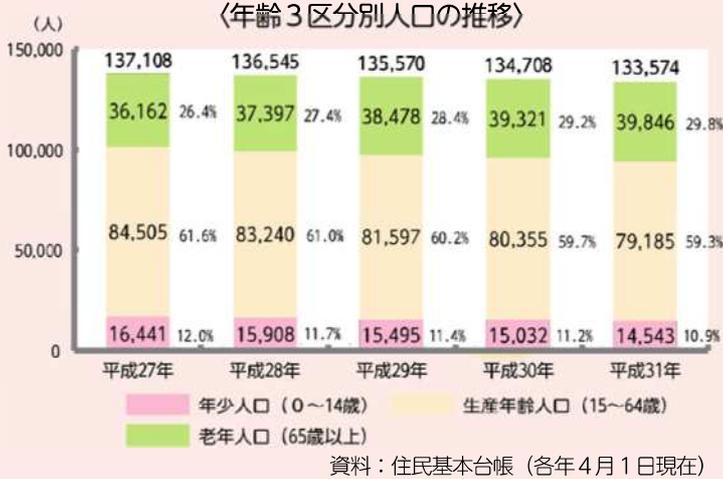


計画の策定に当たっては、「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく、子どもの貧困対策に関する施策を包含し、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

## 2 子ども・子育てを取り巻く状況

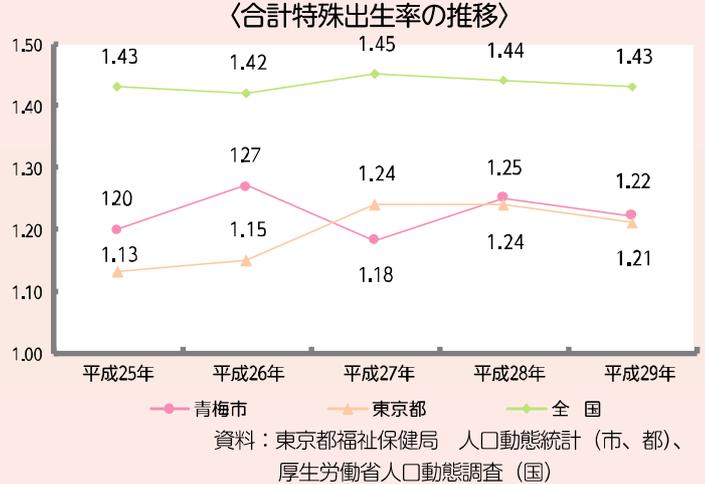
### 人口の状況

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で133,574人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

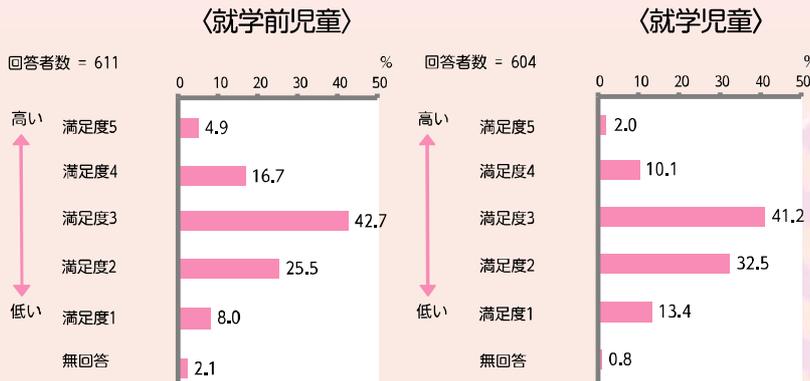


### 少子化の動向

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.22となっています。また、全国と比較すると低い値で推移していますが、都の平均と比較すると若干高い値となっています。



### 青梅市の子育ての環境や支援に対する満足度



#### 〈就学前児童〉

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が42.7%と最も高く、次いで「2」の割合が25.5%、「4」の割合が16.7%となっています。

#### 〈就学児童〉

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が41.2%と最も高く、次いで「2」の割合が32.5%、「1」の割合が13.4%となっています。

## 第2部 子ども・子育て支援のための事業

### 1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 子どものための教育・保育給付

- ① 施設型給付 施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。
- ② 地域型保育給付 制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

#### (2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園（未移行）」、「特別支援学校」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

#### (4) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。